

事 務 連 絡  
令和 7 年 12 月 12 日

各都道府県市区町村担当課 御中

総務省自治財政局財務調査課

令和 7 年度における減収補填債の起債予定額等について（照会）

令和 7 年度に減収補填債の発行を予定する場合は、下記により提出願います。減収補填債の発行を予定しない場合にもその旨連絡願います。

また、令和 7 年度の第 2 次分の協議等手続のため、減収補填債に係る起債協議等一覧表等について、下記により提出願います。

なお、本照会については、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、情報提供を行っていることを申し添えます。

#### 記

#### 1 提出期限

令和 8 年 1 月 14 日（水）午後 5 時

#### 2 提出書類及び提出先

##### 【提出書類】

- ①「総括表」
- ②「様式 1～3」
- ③「令和 7 年度減収補填債充当予定事業調」
- ④「別表（辺地対策事業、過疎対策事業、行政改革推進債、調整債及び減収補填債）」
- ⑤「起債協議等一覧表」

※ ④・⑤については、令和 7 年 11 月 7 日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡「令和 7 年度の起債協議書、起債協議等一覧表等の提出（第 2 次分）について」にて送付した様式を使用してください。

#### 【提出先】

提出書類①～③ 財務調査課 早勢 (zaimutyousal@soumu.go.jp)

提出書類④、⑤ 地方債課共有アドレス (chihousai.kyougi@soumu.go.jp)

#### 3 留意事項

- ・ 減収補填債の同意等額は、提出のあった減収見込額により決定しますが、実際の起債額は、確定した減収額の範囲内となるので、起債の際には、再度、減収額を確認し、その範囲内で起債することを厳に徹底されますようお願いいたします。
- ・ 発行された減収補填債のうち、確定した減収額を超過した額（以下「超過発行額」という。）に係る元利償還金は、交付税措置の対象とはなりません。また、超過発行額については、繰上償還等により適切に対応いただく必要があります。
- ・ 減収補填債（特例分）は、「地方財政法第五条ただし書の規定により地方債を起こしても、なお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合」に、起こすことが可能な地方債であることに留意してください。
- ・ 協議等手続の対象とする地方債については、原則、10 万円単位としておりますが、減収補填債については、協議等の単位は千円単位まで可能とします（小数点以下で様式に記載してください。）。

#### 【問い合わせ先】

総務省自治財政局財務調査課 早勢

TEL : 03-5253-5648

E-Mail : zaimutyousal@soumu.go.jp